

兵庫県公報

令和8年4月21日 火曜日 第712号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定公金事務取扱者の指定（職員課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 指定公金事務取扱者の指定（県立歴史博物館）	3
○ 同 上（県立考古博物館）	4
公 告	
○ 落札者等の公示（広報広聴課）	4
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（地域振興課）	4
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 建築士法による処分（建築指導課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（同）	10
病院局公告	
○ 落札者等の公示	10
○ 同 上	11
○ 同 上	11
○ 同 上	11
○ 同 上	12
○ 同 上	12
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	13
○ 教習指導員審査の実施	14
正 誤	
○ 令和8年3月26日付け兵庫県公報号外中	15

告 示

兵庫県告示第398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名	称	日東グローブシップ・カストディアル・サービス株式会社
	住所又は事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町3-7-6
	徴収を委託した歳入	職員会館使用料及び職員会館駐車場使用料
	指 定 し た 日	令和8年4月1日
	委 託 し た 日	令和8年4月1日

~~~~~

**兵庫県告示第399号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 中場池土地改良区 | 令和8年3月31日 |



**兵庫県告示第400号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 野々池土地改良区 | 令和8年4月1日 |



**兵庫県告示第401号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。  
 令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名<br>(工区名) | 地域名      | 工事着手<br>年月日 | 工事完了<br>年月日 | 備考<br>(事業内容) |
|------------|--------------|----------|-------------|-------------|--------------|
| 県営かんがい排水事業 | 淡河           | 神戸市北区淡河町 | 平成4.12.10   | 平成11.1.29   | 用水路          |



**兵庫県告示第402号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
 令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 宍粟市山崎町五十波字坂手1064の8、1064の10から1064の13まで、1064の31
- 2 指定の目的  
 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字坂手1064の8・1064の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1064の10、1064の11、1064の31
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第403号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
加西市下方願寺町字荒倉32の7、32の8、32の13
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字荒倉32の7・32の8・32の13（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び加西市に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第404号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名        | 地番                                                          |
|-----|-----|-----|------|------------|-------------------------------------------------------------|
| 出合  | 朝来市 |     | 佐 囊  | 中 山        | 250番の一部、250番3の一部、250番6、250番7、<br>252番1の一部、252番2の一部、253番1の一部 |
|     |     |     |      | 開 中<br>出 合 | 1052番2の一部、1052番12、1052番13の一部<br>1088番                       |



**兵庫県告示第405号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の徴収に関する事務を委託した。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 日東グローブシップ・カスタディアル・サービス株式会社神戸支店

住所又は事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町3丁目7番6号神戸元町ユニオンビル9F  
 徴収を委託した歳入 歴史博物館使用料  
 指定した日 令和8年4月1日  
 委託した日 令和8年4月1日



**兵庫県告示第406号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の徴収に関する事務を委託した。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 光栄産業株式会社  
 住所又は事務所の所在地 姫路市北条1丁目408番5  
 徴収を委託した歳入 考古博物館使用料  
 指定した日 令和8年4月1日  
 委託した日 令和8年4月1日

**公 告**

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年4月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札等に係る業務名称
  - (1) 令和8年度兵庫県広報紙「GOKOKU県民だより兵庫」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・新聞折込・運送業務
  - (2) 令和8年度兵庫県広報紙「GOKOKU県民だより兵庫」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
 兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
  - (1) 令和8年3月12日
  - (2) 令和8年3月12日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
  - (2) 株式会社ウィット 大阪府高槻市城北町1丁目14-17-501
- 5 落札金額
  - (1) 242,691,376円
  - (2) 47,363,899円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
 令和8年1月27日



**政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 プロポーザルの概要

- (1) 業務の名称  
ひょうごフィールドパビリオンキッズEXPO業務
- (2) 業務の仕様等  
「ひょうごフィールドパビリオンキッズEXPO業務公募型プロポーザル募集要項(以下、「募集要項」という。)」及び「ひょうごフィールドパビリオンキッズEXPO業務仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間  
契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 委託上限額  
46,595千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体(JV)とする。

### (1) 単独企業

- (ア) 法人その他の団体又は個人事業主であって、事業を適切に遂行できる能力を有すること。
- (イ) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (ロ) 業務の実施にあたり、兵庫県との打ち合わせ等に適切に対応できること。
- (ハ) 次のいずれにも該当しないこと。
  - a 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
  - b 提出書類(6(1)に掲げる書類をいう。)の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - c 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - d 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - e 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - f 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (ニ) 令和3年～令和7年度の間、協賛金(企業協賛、クラウドファンディングなど)200万円以上を集めて集客人数500人以上のイベントを実施した実績を有すること。

### (2) 共同企業体(JV)による参加

- (ア) 全ての構成員が、2(1)ア～エに掲げる要件を満たしていること。
- (イ) 構成員のいずれかが2(1)オに掲げる要件を満たしていること。
- (ロ) 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

## 3 参加手続き

### (1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画部地域振興課  
電話(078)362-9010  
電子メールアドレス:chiikishinkou@pref.hyogo.lg.jp

### (2) 募集要項等の配布

- (ア) 配布開始日  
令和8年4月21日(火)
- (イ) 配布方法  
兵庫県ホームページからダウンロード  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/press/20260414.html>

### (3) 参加申込書

- (ア) 提出書類  
募集要項に記載のとおり
- (イ) 提出先

上記(1)に同じ

(g) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

(d) 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時（必着）

(4) 質問の受付及び回答

(7) 質問の提出方法

質問については所定の質問書様式により行うこととし、上記(1)に記載の電子メールアドレスに送付すること。

(i) 受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月7日（木）午後5時まで

(g) 回答方法

令和8年5月14日（木）に全ての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

(5) 企画提案書

(7) 提出書類

募集要項に記載のとおり

(i) 提出先

上記(1)に同じ

(g) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

(d) 提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時（必着）

4 審査

(1) 審査方法

(7) 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において提案内容を審査する。

(i) 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。

(g) 募集要項に記載の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。

(d) プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査結果

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

(7) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(i) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(g) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

(d) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5 留意事項

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) その他

詳細は募集要項による。

6 Summary for the Notice of Proposal Competition

- (1) Subject matter of the contract  
Planning and operation of “Hyogo Field Pavilion Kids Expo” events
- (2) Deadline for the submission of application forms  
17:00 Thursday, May 7, 2026
- (3) Deadline for the submission of proposals  
17:00 Wednesday, June 3, 2026
- (4) Contact:  
Regional Development Division, Policy Planning & Regional Revitalization Department,  
Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL 078-362-9010  
Email chiikishinkou@pref.hyogo.lg.jp



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）ドラッグコスモス西脇小坂店  
所在地 西脇市小坂町字森ヶ坪98番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年12月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,196平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
45台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
14台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 閉店時刻  
午前9時 午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出入口2箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和8年4月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和8年4月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和8年8月21日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイレックス王子店  
所在地 小野市王子町157-1外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番3号 | 松井雅人   |
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 松井雅人   |
  - (2) 変更後
 

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番3号 | 松井雅人   |
- 4 変更年月日  
令和8年2月9日
- 5 届出年月日  
令和8年4月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年4月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月21日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**建築士法による処分**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の3の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 処分をした年月日

令和8年3月30日

2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号別表のとおり

3 処分の内容

戒告

4 処分の原因となった事実

株式会社企広二級建築士事務所（兵庫県知事登録第02A02226号）の業務に関し、設計・工事監理を請け負った建築主の一戸建て住宅の工事に関して、建築主に対して重要事項説明を行わず、また、設計等の受託契約に係る書面、重要事項説明書及び工事監理報告書を交付しなかった。

別表

| 氏名   | 一級建築士、二級建築士<br>又は木造建築士の別 | 登録番号             |
|------|--------------------------|------------------|
| 本岡大幹 | 二級建築士                    | 兵庫県知事登録 第400328号 |



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第2工区）

たつの市龍野町中井字木ノ元599番1

同 市同 町中井字川添250番5、253番4

同 市同 町中井字赤井端300番2、300番3、300番9

同 市同 町中井字桑ノ木336番2、338番1、339番2、340番4、398番3、399番2、400番2、402番

2

同 市同 町中井字六反田519番1、557番3、558番1、559番4、567番2、573番3、574番2、574番

3、589番4、589番7、590番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町中井338番

日本ジャイアントタイヤ株式会社 代表取締役 村上 徹郎

3 許可年月日及び許可番号

令和8年3月9日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-33-3号(4たつの)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年4月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町末政字冬月228番1、229番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市市之郷1453番地4

株式会社アイ不動産 代表取締役 國本 昌幸

3 許可年月日及び許可番号

令和8年1月7日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-16号(7たつの)

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

財務会計システムほか 一式

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和8年3月23日

4 契約の相手方の名称及び住所

NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区芝3丁目23番1号

5 落札金額

63,065,910円

6 納入場所

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 兵庫県病院局                   | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 |
| 兵庫県立尼崎総合医療センター           | 尼崎市東難波町2丁目17番77号   |
| 兵庫県立西宮病院                 | 西宮市六湛寺町13番9号       |
| 兵庫県立加古川医療センター            | 加古川市神野町神野203番地     |
| 兵庫県立はりま姫路総合医療センター        | 姫路市神屋町3丁目264番地     |
| 兵庫県立丹波医療センター             | 丹波市氷上町石生2002番地7    |
| 兵庫県立淡路医療センター             | 洲本市塩屋町1丁目1番137号    |
| 兵庫県立ひょうごこころの医療センター       | 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3   |
| 兵庫県立こども病院                | 神戸市中央区港島南町1丁目6番7号  |
| 兵庫県立がんセンター               | 明石市北王子町13番70号      |
| 兵庫県立粒子線医療センター            | たつの市新宮町光都1丁目2番1号   |
| 兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター | 神戸市中央区港島南町1丁目6番8号  |

- 7 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 8 入札公告をした日  
令和8年2月26日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年4月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
病棟ベッド関連 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
162,800,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月5日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年4月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
眼科手術顕微鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
河野医科器械株式会社 神戸市中央区布引町2-2-25
- 5 落札金額  
49,489,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月5日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年4月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
生理検査部門検査機器(多機能心電計他) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
52,800,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月18日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
超音波診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
99,000,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月26日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
衛生処理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8

- 5 落札金額  
95,150,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月17日

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第77号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆 雄

#### 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

#### 2 技能検定員審査の期日

令和8年6月6日（土）から同月19日（金）まで

#### 3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

#### 4 技能検定員審査の申請手続

##### (1) 提出書類

##### ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和8年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前8時30分から午後4時30分までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

##### (2) 提出期間

令和8年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前8時30分から午後4時30分まで

##### (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

##### (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令

和8年4月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,800円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,450円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,200円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和8年7月14日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912



**兵庫県公安委員会告示第78号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月21日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆 雄

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和8年6月6日（土）から同月19日（金）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(i) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和8年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前8時30分から午後4時30分までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

- ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（大型）の写し
- エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（中型）の写し
- オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（普通）の写し
- カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和8年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和8年4月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては15,100円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,000円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,950円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和8年7月14日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912

正 誤

○令和8年3月26日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和8年兵庫県条例第24号）中

| (ページ) | (行) | (誤)   | (正)    |
|-------|-----|-------|--------|
| 7     | 21  | 法律第 号 | 法律第12号 |